

■ 個人の場合

【所得税】

次の(1)または(2)の選択適用となります。

(1) 所得控除

- ① 寄附金控除額＝寄附金の額の合計額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円
- ② 手続き 寄附金の「領収書」を確定申告書に添付するか、税務署へ提示

(2) 税額控除

- ① 公益社団法人等寄附金特別控除額＝次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額
（100円未満端数切捨て）
 - (ア) {寄附金の額の合計額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円} × 40%
 - (イ) その年分の所得税額の25%相当額
- ② 手続き 確定申告書に、次の書類を添付
 - (ア) 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書（税務署所定の様式）
 - (イ) 寄附金の「領収書」（所定の事項が記載されたもの）
 - (ウ) 行政庁等のその法人が税額控除対象法人であること証する書類の写し

【住民税】

所得税の確定申告をする方は、所得税の確定申告書に所定の記載を行うことで、個人住民税の税額控除を受けることができます。

所得税の確定申告をしない方は、住民税の確定申告により個人住民税の税額控除のみを受けることができます。

(1) 税額控除

- ① 個人住民税の税額控除額＝{寄附金の額の合計額（総所得金額等の30%を限度）－2,000円} × 10%（市民税6%、県民税4%）
- ② 手続き 確定申告書に寄附金の「領収書（所定の記載がされたもの）」を添付

■ 法人の場合

公益社団法人及び公益財団法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金とは別に損金算入限度額が設けられています。

損金算入限度額＝A＋B

A：特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

＝{所得金額の5%（6.25%）＋期末資本金等の額の0.25%（0.375%）} × 1/2

B：一般寄附金の損金算入限度額

＝{所得金額の2.5%＋期末資本金等の額の0.25%} × 1/2（1/4）

(注1) 本行は特定公益増進法人に該当します。

(注2) 上記の算式中（ ）内は平成24年4月1日以後に開始事業年度について適用します。

(注3) この適用を受けるためには、寄附金の「領収書」を保存しておく必要があります。

確定申告に際して詳しいことは、最寄りの税務署、または税理士にご相談ください。